

独立行政法人移行時における役員の退職手当及び特別手当支給の考え方について

平成 17 年 4 月

国民生活センターは、平成 15 年 10 月 1 日に特殊法人（旧法人）から独立行政法人（新法人）に移行しましたが、その際 4 名の役員が引き続き新法人の役員に就任しました。

4 名の役員の退職手当と特別手当については、次のような取扱いをいたしました。

退職手当：新法人への移行時に、旧法人の規程に基づいて支給しました。

特別手当：新法人移行後の特別手当（12 月支給）は、旧法人での在職した期間を通算して、在職期間が 3 月未満に適用される減額の規定（独立行政法人国民生活センター役員給与規程）を適用せずに支給しました。

（この件に関する国民生活センターの考え方）

役職員の給与や退職手当等については、次のような事情を考慮して旧法人の勤務を新法人における勤務とみなす扱いにしました。

1. 移行は、法律により旧法人を解散させ、同時に新法人を設立する方法により行なわれましたが、この解散に伴う退職は、本人の意志や職務上の義務違反等に基づくものではないこと。
2. 新法人は旧法人の一切の権利及び義務を承継しており、実際の勤務も移行時において継続して行なわれていたこと。

しかしながら、役員の退職手当については次の理由から旧法人の規定に基づき在職期間に応じて支給しました。

1. 旧法人の債務をできる限り軽減をして新法人に引き継ぐことが新法人の経営上好ましいと判断したこと。
2. 在職月数に一定、一律の率を乗じて計算する仕組みとなっている役員の退職手当は、移行時と最終退職時の 2 回に分けて支給しても、全体の期間を通算して最終退職時に 1 回で支給しても、その総額は基本的に変わらないこと。

この件についての取扱いと当センターの考え方につきましては、内閣府独立行政法人評価委員会（国民生活センター分科会本年 2 月 28 日、本委員会同 3 月 17 日）において議論されました。委員会の結論は「内容について理解した。一部に誤解を受けている面があることから、国民生活センターが対外的にきちんと説明するべきである」というものでした。

本件の説明はその指摘を受けて、ホームページに掲載いたしました。